

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営農山漁村地域整備交付金効果促進事業（旧県営中山間地域総合整備事業）さぬき南部地区（鳥獣侵入防止施設））計画を平成22年8月2日定めた。

その関係書類をさぬき市建設経済部土地改良課において平成22年8月17日から同年9月6日まで縦覧に供する。

平成22年8月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀